整理番号

D－2－3　　786

標 題 名

稲苗腐敗病の過酸化水素による予防法について

著 者 名

発行者名

北海道経済部農務課

発 行 年

昭和１８

製作年月

平成２９年３月

P
2-3
786

済

稲苗腐敗病の過酸化水素に依る豫防法に就て

北海道廳經濟部農政課

昭和 18 年 3 月

植物防疫資料館図書之印

書面寄
氏 [illegible]

稻苗腐敗病の過酸化水素に依る豫防法に就て

稻苗腐敗病に對しては現在六斗式ボルドウを撒布することを奬勵してゐるが、北海道農業試驗場の試驗成績により本年から新に過酸化水素による豫防の方法をも奬勵することになつた。この方法は過酸化水素水をその儘播種直前に苗代に撒布するものであるから操作が簡單で而も從來奬勵してゐたボルドウ液は有効であるが、藥害を起す性質上苗が二、三分伸る迄は行ひ得ぬため、それまでの發生に對しては無豫防の儘で過ごさなければならなかつた惱みを一掃し、播種の始めから安全に豫防することが出來て効果的であるばかりでなく、種籾の發芽をもよくする利點がある。只ボルドウ液に比し經費を要し、坪當一回の經費一〇錢内外となる。但し北聯で取扱ふ濃度一七・五%のものを使用するときは市販のものよりは遙に低廉となる。次にその實施法を述べる。

【苗代一坪に對する過酸化水素の量】 三%の過酸化水素を坪一合の割に瓶から直接平均に滴下するか或は如露にて撒布する。一七・五%過酸化水素ならば一・五勺乃至二勺で宜しい。

【過酸化水素撒布の時期及回數】 第一回は播種の直前一、二時間前、第二回は其の後七日乃至一〇日目、第三回は第二回同樣の間隔をおいて行ふもので三回共過酸化水素のみで豫防してもよいが、苗が二、三分以上にのびたならばボルドウ液で豫防する方が寧ろ得策である。

【撒布の實行法と注意】 過酸化水素を撒布する場合はボルドウ液撒布の場合の如く落水せず苗代水をその儘に置き、之に處定の過酸化水素をその儘或は清水を加へて數倍に增量して撒布する。これは病原菌の繁殖しつゝある胞子を殺菌する効果を有するもので、種籾の發芽を痛める心配は全然ない上に、酸素を補給する方法となり發芽をよくするから安心して使用が出來る。過酸化水素を撒布した後は苗代水を成るべく逃さぬやうにする方が有効である。

【特に嚴守すべき事項】 特に留意し嚴守すべきは播種量である。過酸化水素を使用して本病の豫防を行ふと九割以上時には九・九割まで苗が立つ爲に、腐敗を見越して厚播すると苗が込み過ぎて弱々しい細い苗となり、豫防した爲に却つて失敗の結果となる。即ち從來の習慣で八合乃至一升以上も播種してゐるところでは是非共**六合以下**としなければ恐らく失敗する。

試驗成績（昭和十七年）

區別		苗代五寸四方中の苗本數	播種數に對する苗立歩合	稻苗不敗病被害率	草丈	葉數	根長	根數
第一區	標準無撒布 甲	一二二本	七三%・四九	二六%	一五・一糎	四・二本	八・七糎	八・八本
	乙	一一七	七〇・四八	二九	一四・六	四・六	一〇・五	七・二
第二區	過酸化水素 甲	一二五	七五・三〇	二四	一六・二	四・八	九・三	六・九
	坪當五〇竓 乙	一三〇	七八・三一	二一	一五・七	四・八	八・〇	八・七
第三區	同 右 甲	一五三	九二・一六	一七	一三・一	四・七	八・三	八・七
	坪當一〇〇竓 乙	一三五	八一・九二	一八	一六・三	四・六	九・七	七・四
第四區	同 右 甲	一五六	九三・九七	六	一七・八	四・七	九・〇	八・四
	坪當二〇〇竓 乙	一六五	九九・三九	〇	一六・八	四・七	九・〇	八・四

摘要　供試品種富國、坪當六合播、一區〇・五坪、五月九日播種、五月一八日發芽始、五月二〇日發芽期、一升籾粒數四〇〇〇と推定す。
過酸化水素撒布は五月九日、同一九日、同二九日の三回、六月九日各區甲乙二箇所五寸四方の苗につき調査を行ふ。

昭和十八年三月

北海道廳經濟部農政課
北海道農業生產計畫完遂指導本部

◆注意　見易き場所に貼つて置いて下さい